

建設部

1 都市計画 2-4

現行の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）は、大正 8 年に制定された旧都市計画法を廃止し、新たに制定されたものである。

本市は、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区域区分している「佐賀都市計画区域」に指定されている。

(1) 都市計画区域

佐賀都市計画区域変遷表（平成 27 年 4 月 1 日現在）

○ 佐賀都市計画区域変遷表（佐賀市） 単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
—	14,458	43,142	佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880
平 22.10.1	22,085	43,142	川副都市計画を変更して川副町の全域、東与賀町 及び久保田町の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 川副町全域 4,649 東与賀町全域 1,539 久保田町全域 1,439
—		43,184	※

※ 国土地理院が平成 26 年 10 月 1 日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる計測方法の変更と計測の基礎となる地図の切り替えを行ったことにより、より正確となったものである。

○ 佐賀都市計画区域変遷表（旧佐賀市） 単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
昭 3. 9. 6	909.0	909	佐賀市全域
昭 5. 4. 21	2,855.0	909	佐賀市全域 兵庫村の一部 巨勢村の一部 鍋島村の一部 本庄村の一部 高木瀬村の一部 北川副村の一部 西与賀村の一部
昭 29. 3. 31	5,787.0	4,657	昭和 29 年 3 月 31 日、佐賀市が巨勢村、兵庫村、 高木瀬村、西与賀村、嘉瀬村と合併、同時に都市 計画区域を変更した。 佐 賀 市 4,657 旧佐賀市 909 新高木瀬町 701 新巨勢町 415 新西与賀町 538 新兵庫町 1,114 新嘉瀬町 980 本 庄 村 416 鍋 島 村 462 北川副村 252

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面 積	区 域 範 囲
昭 33. 7. 1	3,323.6	10,368	昭和 30 年に神野村外 10 町村との合併を完了し、 都市計画区域を再検討し変更した。 ○本庁管内全域 ○巨勢町大字牛島・高尾 ○北川副町大字木原・新郷 ○本庄町大字袋・本庄・正里・末次 ○西与賀町大字厘外 ○兵庫町大字藤木・西渕・渕 ○鍋島町大字八戸溝・八戸 ○高木瀬町大字高木・東高木
昭 35. 3. 9	3,335.0	10,368	新たに、西与賀町大字今津 11.4ha を都市計画区域 に編入した。
昭 46. 7. 5	14,429.0	10,368	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興 地域 2,672ha を除く地域、佐賀市及び諸富町の全 域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町の一部 2,841
—	14,458.0	10,376	佐賀市全域 10,376 (※1) 諸富町全域 1,202 (※2) 大和町の一部 2,880 (※2)

※1 面積は建設省が昭和 63.10.1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積
として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮
尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、
より正確となったものである。

○ 佐賀都市計画区域変遷表（旧諸富町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面 積	区 域 範 囲
昭 46. 7. 5	14,429.0	1,220	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振 興地域（2,672）を除く地域、佐賀市及び諸富町 の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町の一部 2,841
—	14,458.0	1,202	佐賀市全域 10,376 (※1) 諸富町全域 1,202 (※2) 大和町の一部 2,880 (※2)

※1 面積は建設省が昭和 63.10.1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積
として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮
尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、
より正確となったものである。

○ 佐賀都市計画区域変遷表（旧大和町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
昭 35. 7. 8	1,181 (大和都市 計画区域)	5,513	大和町の一部を大和都市計画区域とした。
昭 46. 7. 5	14,429.0	5,513	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振 興地域（2,672）を除く地域、佐賀市及び諸富町 の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町一部 2,841
—	14,458.0	5,552	佐賀市全域 10,376（※1） 諸富町全域 1,202（※2） 大和町の一部 2,880（※2）

※1 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63. 10. 1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

○ 佐賀都市計画区域変遷表（旧川副町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
平 2. 6. 30	4,649 (川副都市 計画区域)	4,649	川副町の全域を川副都市計画区域とした。
平 22. 10. 1	22,085	43,142	川副都市計画を変更して川副町の全域、東与 賀町及び久保田町の全域を佐賀都市計画区域 とした。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 川副町全域 4,649 東与賀町全域 1,539 久保田町全域 1,439

(2) 市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域において、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図ることを目的として、「市街化区域」と「市街化調整区域」を定めている。

「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域をいう。

○ 佐賀市（平成 27 年 4 月 1 日現在）

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
—	—	平成 17 年 10 月 1 日に 1 市 3 町 1 村により市町村合併した。	2,950	11,508
—	—	平成 19 年 10 月 1 日に 1 市 3 町により市町村合併した。	2,950	11,508
平 22. 10. 1	佐賀県告示第 340 号	川副町、東与賀町及び久保田町の全域を市街化調整区域に編入した。	2,950	19,135

○ 旧佐賀市

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭 46. 7. 6	佐賀県告示第 340 号	旧佐賀市全域及び巨勢町、北川副町、本庄町、西与賀町、鍋島町、高木瀬町の一部を市街化区域とした。	2,118	8,250
昭 55. 11. 1	佐賀県告示第 740 号	鍋島町、高木瀬町の一部（150ha）を市街化区域に編入した。	2,268	8,100
昭 63. 1. 5	佐賀県告示第 1 号	兵庫町の一部（67ha）を市街化区域に編入した。	2,335	8,033
※			10,376	
平 10. 9. 2	佐賀県告示第 484 号	兵庫町の一部（132ha）を市街化区域に編入した。	2,467	7,909
平 10. 12. 18	自治省告示第 285 号	金立町大字金立の一部（1ha）と佐賀郡大和町大字久池井の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	2,466	7,910

※ 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

○ 旧諸富町

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭 46. 7. 6	佐賀県告示第 340 号	大字寺井津、大字為重、大字山領、大字諸富津及び大字徳富の一部を市街化区域とした。	228	992
昭 55. 11. 1	佐賀県告示第 740 号	徳富地区外（26ha）を市街化区域に編入した。	254	966
※			1,202	

※ 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

○ 旧大和町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第 340 号	大字尼寺の一部と大字久池井の一部を市街化区域とした。	220	2,621
※			2,880	
平10. 9. 2	佐賀県告示 第 483 号	大字久池井の一部（9.3ha 小川東地区）を市街化区域に編入した。	229	2,651
平10. 12. 18	自治省告示 第 285 号	大字久池井の一部（1ha）と佐賀市金立町大字金立の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	230	2,650

※ 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

○ 旧川副町・旧東与賀町・旧久保田町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
平22. 10. 1	佐賀県告示 第 340 号	川副町、東与賀町及び久保田町の全域を市街化調整区域に編入した。	—	7,627

(3) 用途地域

都市活動の機能性、安全性、快適性等の増進を目的とした土地利用計画を決定するにあたって、発展の経緯、空間的構造等を把握すると共に将来の人口・産業等の規模を想定して、都市としての適正な機能及び環境を維持できるよう指定している。

本市においては、昭和 13 年に用途地域の区域指定を受け、その後数度の変更を重ね、昭和 48 年に法改正により 8 種類の用途地域の指定を行った。さらに、平成 4 年の法改正により用途地域が 8 種類から 12 種類に細分化されたことに伴い、平成 8 年 4 月 1 日に新用途地域の決定を行った。

○ 用途地域の現況

平成 27 年 4 月 1 日現在

種 類		面 積 (ha)	面積割合 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	313.2	10.6	50	80
	小 計	20.7	0.7	60	100
	第二種低層住居専用地域	333.9	11.3		
	第一種中高層住居専用地域	10.2	0.3	50	80
	小 計	582.2	19.7	60	200
	第二種中高層住居専用地域	8.5	0.3	60	150
	第一種住居地域	590.7	20.0		
	第二種住居地域	147.3	5.0	60	200
	準住居地域	804.5	27.2	60	200
商業系	商業地域	144.5	4.9	60	200
	小 計	98.9	3.4	60	200
	近隣商業地域	173.3	5.9	80	200
	商業地域	126.1	4.3	80	400
工業系	工業専用地域	38.0	1.3	80	500
	工業地域	164.1	5.6		
	準工業地域	352.9	12.0	60	200
工業系	工業専用地域	87.0	2.9	60	200
	工業地域	43.0	1.5	60	200
	工業専用地域	43.0	1.5	60	200
計		2,950.3	100.0		

(4) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内においてその用途を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護等を図るために定めるものであり、この地区では用途地域による制限のほか、地方公共団体の条例により地区の特性に応じた規制が行われる。

本市においては、都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号による特別用途地区として、次表のとおり指定しており、「佐賀市特別用途地区建築条例」及び「佐賀市特別工業地区条例」を制定している。

① 文教地区

この地区は、佐賀市中心部にあり、学校・図書館・博物館等の教育文化施設が集中的に立地しており、この地区の教育文化の環境を保護するため文教地区に指定した。

② 第 1 種特別業務地区及び第 2 種特別業務地区

佐賀駅の高架事業に伴い鍋島駅が貨物駅となったため、貨物運送業・倉庫業及び卸売業等の流通関係施設の集団立地を図るため、鍋島駅南側の土地区画整理事業地域内の都市計画道路上多布施町北島線以北を第 1 種特別業務地区に、それ以南及び東側にある準工業地域を第 2 種特別業務地区に指定した。

③ 第 3 種特別業務地区

主要幹線道路（都市計画道路環状南線・環状北線）の開通に伴い、自動車の販売及び整備等の自動車関係業種の再配置が必要と考えられ、これら特別業種の集中立地と利便を図るため、幹線道路沿線を第 3 種特別業務地区に指定した。

④ 特別工業地区

早津江川沿いの寺井津に位置する集落地は、漁家の住宅及び作業場が多く立地しており、この地区に乾海苔及び味付海苔製造等の海苔加工施設の立地を誘導し地場産業を育成するため、国道 444 号線以南に特別工業地区を指定した。

○ 特別用途地区

平成 27 年 4 月 1 日現在

地 区 別	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
文 教 地 区	131.7ha	平成 23 年 7 月 29 日 佐賀市告示第 184 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 1 種特別業務地区	14.0ha	昭和 53 年 7 月 21 日 佐賀市告示第 56 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 2 種特別業務地区	21.0ha	昭和 53 年 7 月 21 日 佐賀市告示第 56 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 3 種特別業務地区	67.8ha	平成 23 年 7 月 29 日 佐賀市告示第 184 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
特 別 工 業 地 区	23.0ha	昭和 48 年 12 月 27 日 諸富町告示第 76 号	昭和 48 年 12 月 27 日 諸富町告示第 76 号
計	257.5ha		

(5) 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完するもので、「市街地の環境を維持するため、建築物の『最高限度』を定める」ものと「市街地の土地利用の増進を図るため建築物の『最低限度』を定める」ものとの 2 種類がある。

本市においては、『最高限度』を定めている。

平成 27 年 4 月 1 日現在

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	告示年月日
高 度 地 区 (城内周辺地区)	約 92.0ha	1 建築物の高さの最高限度は、15m とする。 2 建築物（軒の高さが 7m 未満かつ地階を除く階数が 2 以下のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8m 以下の範囲にあっては当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5m を加えたもの以下とする。	平成 14 年 9 月 13 日 佐賀市告示第 99 号

(6) 高度利用地区

市街地における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区である。この地区では、容積率の最高限度、最低限度及び建築面積の最低限度等を定めている。

平成 27 年 4 月 1 日現在

種 類	面 積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最 高 限 度	建築面積の 最 低 限 度	指 定 年月日
高度利用地区 (佐賀中央第 1 地区)	約 0.9ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 ㎡以上	平成 2 年 3 月 28 日
・市街地再開発事業施行区域 ・壁面の位置の制限なし ※ ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10 を、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 4 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 をそれぞれ加えた数値とする。						

(7) 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域に指定している。この地域では、建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要する。

平成 27 年 4 月 1 日現在

種 別	面 積	最終指定年月日 告 示 番 号	備 考
防火地域	1.72ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	中央大通り一帯 (道路両側とも奥行き 11m) 準防火地域より分離
準防火地域	459.68ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	当初指定年月日 昭和 24 年 8 月 29 日 建設省告示第 739 号 461.4ha

(8) 風致地区

都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定め、「佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適用を受ける。この条例により建築物の建築、土地の形質の変更又は木材の伐採等の行為についてあらかじめ市長の許可を必要とする。

平成 27 年 4 月 1 日現在

名 称	位 置	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
神野公園風致地区	神園四丁目地内	6.4ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 15.0ha
松原公園風致地区	松原二丁目地内	7.0ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 8.0ha

(9) 地区計画

地区計画とは、同じ特性をもった地区（一定のまとまりのある街区や市街地）において、その特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者、関係権利者などと行政が一緒になってつくる、建築に関する制限などのきめ細かいルールである。

地区計画は次の二つから構成されている。

① 地区計画の方針

将来、地区をどのようにするかという地区の将来構想を定めるものであり、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を決める。

② 地区整備計画

地区の方針に沿って具体的なルールを定めるものであり、地区計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの施設の配置や建築物等に関する制限などを詳しく定める。

※ 具体的な規制があり、届出も必要となる。

本市においては、兵庫北地区地区計画、佐賀城内地区地区計画、新県立病院建設地区地区計画及び藤木西地区地区計画の都市計画決定を行った。

平成 27 年 4 月 1 日現在

名 称	位 置	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
兵 庫 北 地 区	兵庫北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目地内	123.4 ha	平成 27 年 3 月 10 日 佐賀市告示第 40 号	平成 18 年 5 月 24 日 佐賀市告示第 113 号
佐 賀 城 内 地 区	城内一丁目、城内二丁目、水ヶ江一丁目、水ヶ江三丁目地内	64.0 ha	平成 22 年 2 月 19 日 佐賀市告示第 23 号	平成 19 年 4 月 20 日 佐賀市告示第 79 号
新 県 立 病 院 建 設 地 区	嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内	6.4 ha	平成 20 年 10 月 1 日 佐賀市告示第 183 号	平成 20 年 10 月 1 日 佐賀市告示第 183 号
藤 木 西 地 区	兵庫町大字藤木字一本松地内	2.2 ha	平成 25 年 3 月 19 日 佐賀市告示第 35 号	平成 25 年 3 月 19 日 佐賀市告示第 35 号

2 区画整理 2-4

土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。

(1) 佐賀市の土地区画整理事業

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区域 決定 年月 日	事業 認可 年月 日	施行 年度	総事 業費 (百万円)	減歩率 (%)	整備 状況	概 要
佐 賀	佐賀市	13.5	S12 3.31	不明	S13～ S15	不明	不明	施行済	不明
神 野 (第1工区)	佐賀市	33.3	S31 10.8	S32 5.4	S35～ S52	950	16.8	施行済	第1工区(33.3ha) 第2工区(50.2ha) 佐賀駅高架事業と同時
神 野 (第2工区)	佐賀市	50.2	S31 10.8	S32 5.4	S42～ S56	3,498	19.8	施行済	時に施行し、駅周辺の街づくりをした。
神 野 (第3工区)	佐賀市	26.9	S47 2.4	S47 10.11	S47～ S55	1,138	17.5	施行済	第3工区(26.9ha) 鍋島駅周辺を貨物駅流通センターとして整備した。
西神野	組 合	34.6	S48 11.9	S49 1.28	S48～ S55	1,322	25.2	施行済	佐賀競馬場の鳥栖市移転に伴い跡地を中心として市街地を造成した。
八戸溝	共 同	10.2	—	S50 7.2	S50～ S51	348	37.0	施行済	環状北線の開通と、貨物駅の移転に伴い環状北線沿いに商業卸売団地を整備した。
鍋 島	組 合	93.4	S55 11.1	S56 2.6	S55～ H1	6,710	27.6	施行済	佐賀医科大学(現佐賀大学医学部)の開設に伴い、学園都市としての街づくりを目的として整備した。

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区域 決定 年月 日	事業 認可 年月 日	施行 年度	総事業費 (百万円)	減歩率 (%)	整備 状況	概 要
兵 庫	組 合	66.7	S63 1.5	S63 2.10	S62～ H9	11,201	30.4	施行済	東部地域の開発の一環として環状東線を中心とする都市計画道路の整備と併せて健全な市街地の形成を図るため整備した。
兵庫北	組 合	120.7	H10 9.2	H10 10.16	H10～ H26	16,638	33.6	施行済	兵庫土地区画整理地区と一体的な整備を図ると共に都市計画道路の整備と併せて健全な市街地の形成を図った。
旧佐賀市計		449.5							
諸富町 大 津	組 合	5.4	—	H3 7.19	H3～ H6	399	33.1	施行済	市街化区域の農地であり、河川整備と良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 国 分	組 合	0.8	—	H5 9.22	H5～ H8	86	40.6	施行済	市街化区域の農地であり、街路や下水路整備を先行して、良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 新 道	組 合	1.7	—	H7 1.25	H6～ H12	215	35.6	施行済	無秩序な市街化に対処するため、事業を実施して公共施設の整備などで健全な市街地の形成を図った。
大和町 小川東	組合	8.8	—	H12 9.29	H12～ H18	850	56.7	施行済	高速道路のＩＣに近く、都市基盤の整備と快適な住宅市街地の形成を図った。
旧郡部		16.7							
計	13	466.2							

3 地籍調査事業 2-4

地籍調査は、国土調査法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 180 号）及び国土調査促進特別措置法（昭和 37 年 5 月 19 日法律第 143 号）に基づく国土調査の一環として、土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

(1) 佐賀市の地籍調査

昭和 43 年度から地籍調査を実施しており、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧諸富町、旧久保田町、旧川副町及び旧東与賀町は完了している。現在は旧佐賀市中心部のみ未実施となっており、市民への公平なサービスを行うため、事業実施の準備を行っている。

なお、進捗率は計画面積 354.84 k m²のうち実施面積 339.15 k m²であり、進捗率は 95.6%である。

事業費負担割合：国 50%、県 25%、市 25%

○ 旧佐賀市(平成 2 年度から事業休止)

単位：k m²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S53	9.74
鍋島・蓮池地区	S54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S58	8.76
兵庫町（一部）地区	S59	8.67
高木瀬（一部）地区	S60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S63	1.16
計		84.38

○ 旧大和町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
池上	S44～S46	3.97
東山田	S47	2.36
久留間・川上（一部）	S48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S50	3.38
久池井（一部）	S51	3.07

実 施 地 区	実施年度	実施面積
梅野（一部）	S52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S55	3.38
川上（一部）・八反原	S56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S57	3.48
松瀬（一部）	S58	4.26
松瀬（一部）	S59	3.41
計		48.20

○ 旧富士町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（大字）	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S49～50	3.26
下合瀬（一部）	S50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S52	7.20
下無津呂	S53	3.21
上無津呂	S54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S55	15.26
栗並・大野（一部）	S56	11.11
関屋	S57	10.99
小副川	S58	11.37
畑瀬・古湯	S59	9.23
杉山・市川（一部）・苅木（一部）	S60	7.76
市川（一部）	S61	12.27
鎌倉・苅木（一部）	S62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S63	10.14
計		127.46

○ 旧三瀬村（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（字名）	実施年度	実施面積
明神	S63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ字曾	H 1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・宇土・床並	H 2	2.52
中谷・西落合・浦田・松尾南	H 3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H 4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H 5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H 6	2.23

実 施 地 区 (字名)	実施年度	実施面積
井手野・吉野山・栗原(乙)	H 7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H 8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H 9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巢	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ヶ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩屋・平松	H12	2.40
計		28.08

○ 旧諸富町(事業完了)

単位：k m²

実 施 地 区 (大字)	実施年度	実施面積
大字大堂(一部)	S46	3.10
大字山領・大字大堂(一部)・大字徳富(一部)・大字為重(一部)・大字諸富津(一部)	S47	6.79
大字寺井津・大字徳富(一部)・大字為重(一部)・大字諸富津(一部)	S48	2.13
計		12.02

○ 旧久保田町(事業完了)

単位：k m²

実 施 地 区 (大字)	実施年度	実施面積
大字徳万(一部)・大字久富(一部)・大字新田(一部)・大字久保田(一部)・大字江戸	S43	8.75
大字徳万(一部)・大字久富(一部)・大字新田(一部)・大字久保田(一部)	S44	5.43
		14.18

○ 旧川副町(事業完了)

単位：k m²

実 施 地 区 (大字)	実施年度	実施面積
大字大詫間の一部	H 6	1.31
大字大詫間の一部	H 7	4.01
大字大詫間の一部	H 8	0.45
大字大詫間の一部	H 9	0.44
大字福富の一部	H10	0.38
大字福富、早津江、早津江津の各一部	H11	0.47
大字早津江、早津江津の各一部	H12	0.52
大字西古賀、小々森の各一部	H13	0.54
大字西古賀、小々森の各一部	H14	0.49
大字小々森の一部	H15	1.91
大字鹿江の一部	H16	0.72
大字鹿江の一部	H17	0.58

実 施 地 区 (大字)	実施年度	実施面積
大字犬井道の一部	H18	0.46
大字犬井道の一部	H19	0.33
大字犬井道の一部	H20	0.59
大字犬井道の一部	H21	0.52
大字南里の一部	H22	0.63
大字犬井道の一部	H23	1.85
大字南里の一部	H24	0.73
計		16.93

○ 旧東与賀町 (事業完了)

単位：k m²

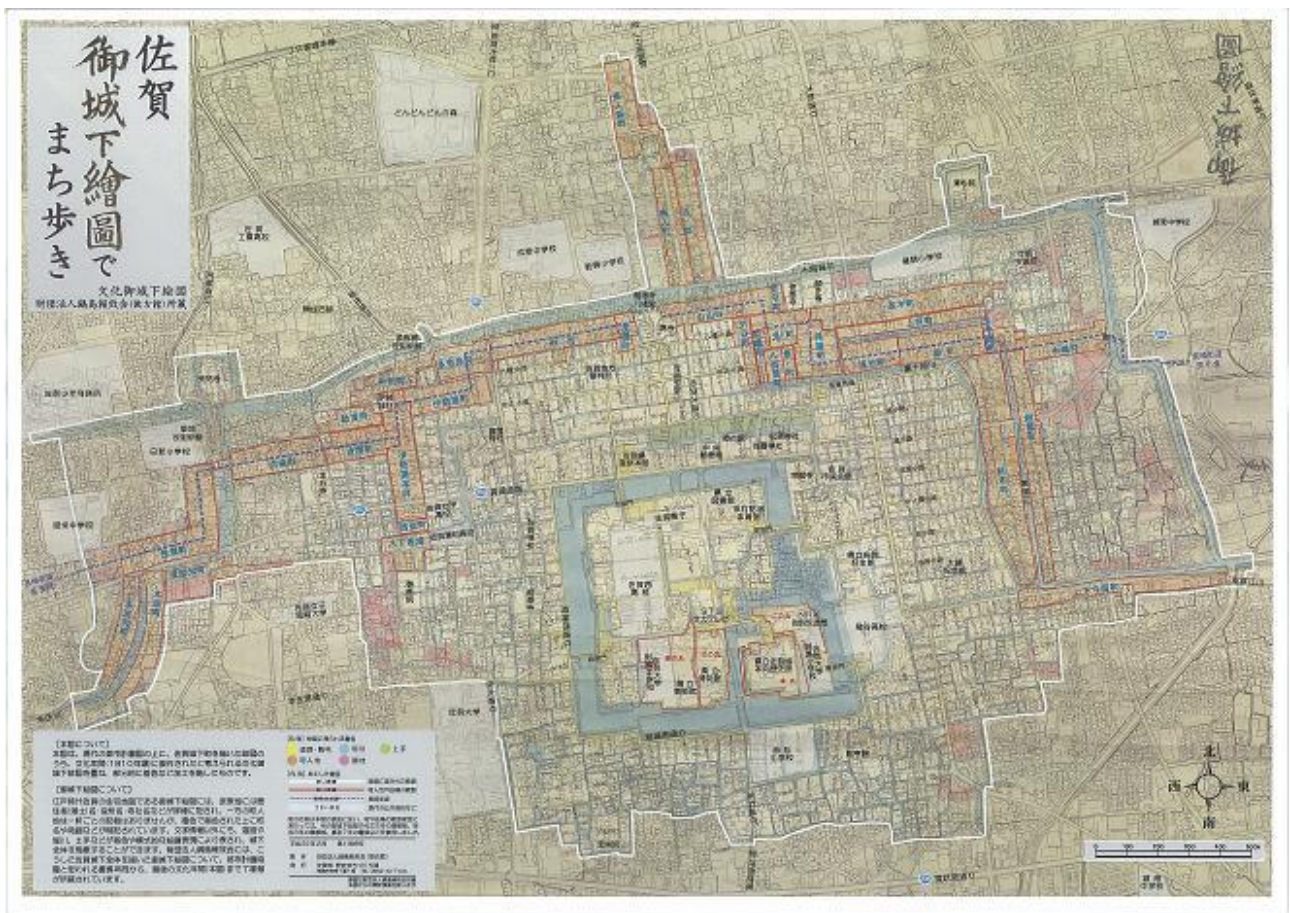
実 施 地 区 (字名)	実施年度	実施面積
大字下古賀字東大授, 大字田中字中大授, 大字飯盛字第二戊申	S61	2.28
大字下古賀字年徳搦, 東社搦, 中社搦, 千秋搦 大字田中字西社搦, 東大搦 大字飯盛字西大授、中大搦、西大搦、東戊辰、白島搦、土居外	S62	3.71
大字下古賀字二本榎、小搦、大明神搦、三本榎、四本榎、外搦、孫十搦、東栄徳搦、西栄徳搦、土居副、年徳搦、千秋搦 大字田中四本榎、五本榎、一本杉、二本杉、一本谷、二本桃、一本桃、二本谷、三本杉、四本杉、五本杉、ツルの内、住吉、一本柳、二本柳、二番搦 大字飯盛字二本榎、三本榎、津留、土居外、一本柳、二本柳、三本柳、一本谷、利右エ門搦、権佐エ門搦、伊十搦、大搦、白島搦	S63	0.78
大字下古賀字三本榎、四本榎、一本黒木、二本黒木、船津、三本黒木、二本杉、三本杉、四本杉、五本杉、一本松、三本松、四本谷、五本谷、一本榎、四本黒木、土居副、小石佐屋、今町、二本榎 大字田中字三本黒木、四本黒木、五本松、五本黒木、三本谷、二本谷、一本谷、二本杉、一本杉、五本榎、一本桃 大字飯盛字二本榎、五本榎	H 1	0.57
大字下古賀字二本谷、三本谷、四本谷、五本谷、一本杉、二本榎、二本杉、実久、一本榎、五本杉、三本杉、四本杉、四本榎 大字田中字一本杉、一本黒木、二本黒木 大字飯盛字一本松、二本松、三本松、四本松、五本松、二本柳、三本柳、一本杉、一本榎、三本谷、一本谷、二本谷	H 2	0.53
東与賀町全域 (取りまとめ工程)	H 3	0.03
計		7.90

4 歴史まちづくり推進事業 5-6

平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づき策定した佐賀市歴史的風致維持向上計画が、平成 24 年 3 月 5 日に国の認定を受けた。

この計画に基づき、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間、認定計画に記載した事業を重点区域（佐賀城下町地区）内で展開し、地域の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを推進する。

また、公益財団法人鍋島報効会をはじめ、まちづくり団体や佐賀市などによる「さが城下まちづくり実行委員会」を組織し、文化庁の支援を受けて、企画展、佐賀城下探訪会の実施や、佐賀城下に関する調査、情報集約、発信などを行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを実践している。



「佐賀御城下繪図でまちあるき」文化御城下絵図と現代地図を重ね合わせたまち歩きマップ)

【文化御城下絵図（1810 年頃）公益財団法人 鍋島報効会 蔵】

5 都市緑化の推進

都市のみどりは、大気の浄化をはじめ生活環境の保全や都市景観を向上する等、多様な機能を持つものであり、快適でうるおいのある都市環境を形成する上で、極めて重要な役割を果たしている。

農村部の楊柳、鎮守の森や城内の老楠、貫通道路のいちよう並木は佐賀の誇りであり、象徴でもある。また、市民の憩いの場として、神野公園、蓮池公園に代表される住区基幹公園 44.86ha、佐賀城公園、金立公園の都市基幹公園 54.51ha、森林公園の広域公園 40.00ha があり、更に多布施川、嘉瀬川沿いなどに都市緑地 32.02ha、住区を連絡する緑道 1.08ha が開設されている。

(1) 都市公園・緑地総括表 4-4

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		面 積 (ha)	箇 所	平成 22 年度 国勢調査人口	市民一人当たり 面 積 (㎡)
公 園	計 画	150.15	43	237,506 人	6.32
	開 設	139.74	58		5.88
緑 地	計 画	48.10	4		2.02
	開 設	33.10	11		1.39
合 計	計 画	198.25	47		8.34
	開 設	172.84	69		7.27

(2) 佐賀都市計画公園一覧表 4-4

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】31カ所・7.66ha 【開設】44カ所・11.23ha	2	2	1	中 の 小 路 公 園	0.22	0.22
	2	2	2	堀 江 公 園	0.16	0.16
	2	2	3	三 溝 公 園	0.26	0.26
	2	2	4	古 賀 公 園	0.17	0.17
	2	2	5	新 家 公 園	0.29	0.29
	2	2	6	草 場 公 園	0.20	0.20
	2	2	7	大 藤 公 園	0.29	0.29
	2	2	8	田 代 公 園	0.36	0.34
	2	2	9	市 役 所 前 公 園	0.14	—
	2	2	10	八 戸 溝 公 園	0.31	0.31
	2	2	11	新 川 公 園	0.14	0.14
	2	2	12	天 神 公 園	0.25	0.25
	2	2	13	西 神 野 記 念 公 園	0.59	0.59
	2	2	14	下 田 公 園	0.25	0.25

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】 31 カ所・ 7.66ha 【開設】 44 カ所・ 11.23ha	2	2	15	大 財 公 園	0.21	0.21
	2	2	16	西 大 島 公 園	0.12	0.12
	2	2	17	高 木 公 園	0.13	0.13
	2	2	18	多 布 施 公 園	0.25	0.25
	2	2	19	新 栄 公 園	0.11	0.11
	2	2	20	新 村 公 園	0.10	0.10
	2	2	21	南 佐 賀 公 園	0.49	0.49
	2	2	22	鍋島区画記念公園	0.24	0.24
	2	2	23	し ら さ ぎ 公 園	0.20	0.20
	2	2	24	西 中 野 公 園	0.20	0.20
	2	2	25	東 中 野 公 園	0.20	0.20
	2	2	26	昭 栄 公 園	0.41	0.41
	2	2	27	東 寺 小 路 公 園	0.24	0.24
	2	2	28	下 村 公 園	0.10	0.10
	2	2	29	北 川 副 南 公 園	0.64	0.64
	2	2	101	西 寺 井 児 童 公 園	0.16	0.14
	2	2	201	築 山 児 童 公 園	0.23	0.23
	—	—	—	諸富鉄橋展望公園	—	0.47
	—	—	—	大 津 児 童 公 園	—	0.12
	—	—	—	サイクルパーク小杭公園	—	0.34
	—	—	—	修 理 田 公 園	—	0.10
	—	—	—	土 井 公 園	—	0.20
	—	—	—	藤木天満宮公園	—	0.08
	—	—	—	藤 木 中 央 公 園	—	0.10
	—	—	—	藤 木 公 園	—	0.71
	—	—	—	西中野天満宮公園	—	0.16
	—	—	—	ね む の き 公 園	—	0.47
	—	—	—	西 中 野 西 公 園	—	0.57
	—	—	—	明 見 小 公 園	—	0.05
	—	—	—	西 中 野 橋 公 園	—	0.07
	—	—	—	久保田ふれあいクリーク公園	—	0.31
近隣公園 【計画】 5 カ所・ 12.30ha 【開設】 7 カ所・ 16.28ha	3	2	1	大 溝 公 園	1.00	1.00
	3	4	2	蓮 池 公 園	4.60	3.00
	3	3	3	本 庄 公 園	2.00	2.00
	3	3	4	巨 勢 公 園	2.90	2.51
	3	3	101	諸 富 公 園	1.80	1.80
	—	—	—	夢 咲 公 園	—	3.60
	—	—	—	ト ン ボ の 池 公 園	—	2.37

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
地区公園	5	4	1	神 野 公 園	5.60	5.40
【計画】3カ所・17.60ha	4	4	201	大 和 中 央 公 園	7.90	7.85
【開設】3カ所・17.35ha	4	4	1	佐 野 記 念 公 園	4.10	4.10
総合公園	5	5	2	佐 賀 城 公 園	32.39	28.60
【計画】2カ所・59.79ha	5	5	4	金 立 公 園	27.40	25.91
【開設】2カ所・54.51ha						
広域公園	9	6	2	森 林 公 園	52.40	40.00
【計画】1カ所・52.40ha						
【開設】1カ所・40.00ha						
特殊公園	8	2	1	松 原 公 園	0.40	0.37
【計画】1カ所・0.40ha						
【開設】1カ所・0.37ha						
都市緑地	第1号 嘉瀬川緑地				9.00	4.60
	第2号 中の島緑地				6.50	3.90
	第3号 多布施川河畔公園				32.10	21.27
	— どんどんどんの森ふれあい広場				—	1.54
	— ルックワールド				—	0.13
	— 大津ふれあい公園				—	0.05
	— 大津緑地				—	0.09
	— ファニチャーパーク				—	0.11
	— 諸富家具団地緑地				—	0.33
緑 道	第4号 青丸緑道				0.50	0.63
【計画】1カ所・0.50ha						
【開設】2カ所・1.08ha	— 山領緑道				—	0.45
合 計						
〔計画〕47カ所・198.25ha						
〔開設〕69カ所・172.84ha その他（開発公園等 360カ所 29.38ha）						

※ 佐賀市内において1人当たりの公園面積 7.27 m² (1,728,400 m² ÷ 237,506 人)

※ 人口：平成 22 年国勢調査

(3) 緑化活動の推進 **4-4**

みどりは、都市に美しい景観と落ち着きのあるまちなみを形作るものとして、また、わたしたちの心に安らぎを与えてくれるものとして、なくてはならないものである。このみどりあふれるまちづくりを推進するために様々な事業に取り組んでいる。

① 緑化の推進

ア 花づくりボランティア団体及び自治会等への花苗等の支援

花づくりボランティア団体（162 団体）及び自治会等が行う花づくり活動に対して、

花苗及び緑化資材を提供している。（H26 花苗 121,444 苗、球根 21,715 個）

※ 花苗 98,500 苗は、生活介護事業所に育苗委託した花苗を提供。

イ 緑化教室の開催

各校区公民館で「みどりを楽しむ教室」を開催している。植栽方法や花づくりの基礎知識などさまざまなテーマの講演を行い、市民の緑化知識の向上に寄与している。また、花とみどりのまちづくりリーダー養成講座も開催している。

ウ 教育・公共施設への花苗配布（H26 45,500 苗）

保育園、幼稚園及び小・中学校の他、公民館等の公共施設に年 2 回花苗の配布を行っている。公共地等の緑化を推進すると共に、幼い頃からみどりに親しんでもらうことで緑化意識の向上を図っている。

エ 民間施設の緑化協議

一定規模以上の開発等の行為を行うときには、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」に基づき、敷地内の緑化について協議を行っている。

オ 公共施設の緑化協議

市施設の新規・大規模改修を行う場合は、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」に基づき、敷地内の緑化について協議を行うことを義務付けている。

② 緑化啓発

ア 都市緑化月間

10 月は都市緑化月間として全国でもさまざまな事業が展開されている。佐賀市でもこの期間に「金立公園コスモス祭」等を開催し緑化の P R を行っている。

イ 保存樹保護事業

市民の皆さんと共に市内に残る古い樹木や大きな樹木を守り、未来へ引き継いでいく事業に取り組んでいる。平成 27 年 3 月末までに 60 本を「保存樹」として指定している。

ウ 寄せ植えコンテスト、みどりと花のフォトコンテスト

緑化に対する意識の高揚を目的として、寄せ植えコンテストやみどりと花のフォトコンテストを開催している。

エ facebook ページ『みどり、はじめました。』

佐賀市内のみどりに関する情報や、緑化推進課のイベントなどを週に 1 回のペースで全国に向けて発信している。

③ 緑の募金を活用した様々な緑化活動

ア 緑の少年団支援（登録団体：5 団体）

地域内外での活動や、制服など備品購入に要する経費を助成している。

イ 森づくりボランティア団体支援（登録団体：12 団体）

活動に要する経費を支援している。

ウ 緑化・美化ボランティア活動団体支援（登録団体 14 団体）

森林づくりを目的とした森林の整備活動等に要する経費を助成している。

エ 地域環境緑化（H26 樹木約 920 本）

自治会・子ども会等が実施する植樹活動への樹木及び緑化資材の支援及び、小中学校及び公共施設の植栽の他、ボランティア植樹祭を実施している。

オ 普及啓発事業

名木・古木ツアー、金立公園コスモス祭等を開催している。

(4) 公園の整備 4-4

公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保など、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進することを目的としている。平成 26 年度は、5 公園について遊具の改修、2 公園についてトイレ改修工事を行った。

(5) 児童遊園の運営 5-1

児童の健全な遊び場として、市立児童遊園・市立児童広場を設置している。

○ 市立児童遊園 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面積 (㎡)
1	循 誘 児 童 遊 園	東佐賀町	昭 35. 4. 1	655
2	双 葉 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭 37. 9. 1	1,256
3	愛 敬 島 児 童 遊 園	愛敬町	昭 40. 4. 1	940
4	た し ろ 児 童 遊 園	田代二丁目	昭 45. 1. 15	1,514
5	中 の 館 児 童 遊 園	中の館町	昭 45. 11. 4	1,324
6	城 北 児 童 遊 園	高木瀬東六丁目	昭 52. 3. 30	696
7	城 西 児 童 遊 園	光二丁目	昭 52. 3. 30	456
8	高 木 団 地 北 児 童 遊 園	若楠三丁目	昭 54. 8. 27	1,108
9	高 木 団 地 南 児 童 遊 園	若宮三丁目	昭 54. 8. 27	567
10	ほ が ら か 児 童 遊 園	開成五丁目	昭 60. 5. 1	537
11	あ お ぞ ら 児 童 遊 園	開成六丁目	昭 60. 5. 1	657
12	な か よ し 児 童 遊 園	八戸溝三丁目	昭 60. 5. 1	482
13	本 庄 団 地 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭 60. 5. 16	551
14	光 法 児 童 遊 園	北川副町大字光法	平 3. 4. 1	590
15	平 尾 児 童 遊 園	高木瀬町大字長瀬	平 17. 5. 16	847
16	松 尾 児 童 遊 園	三瀬村杠	昭 和 48 年 度	1,052

○ 市立児童広場 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面積 (㎡)
1	高 木 中 広 場	若楠三丁目	昭 52. 3. 30	859
2	高 木 南 広 場	若宮三丁目	昭 52. 3. 30	950
3	城 西 広 場	光二丁目	昭 52. 3. 30	630

(6) 地区児童遊園地の補助制度 **5-1**

地元自治会等の協力により管理されている各地区の児童遊園地について、遊具等の新設・補修の際に、佐賀市と社会福祉協議会が補助・助成を行っている。

① 補助基準

ア 新設

	補助・助成基準	限度額
佐賀市	新設費 × 0.5	15 万円
市社協	新設費 × 0.3	10 万円

イ 補修

	補助・助成基準	限度額
佐賀市	補修費 × 0.5	9 万円
市社協	補修費 × 0.3	6 万円

② 平成 26 年度実績

件 数：20 件

補助・助成額：2,041,500 円（うち佐賀市：1,266,200 円、市社協：775,300 円）

6 建築指導

(1) 建築基準法施行事務 2-7

建築基準法には安全で快適な建築物と住環境を創出するために必要な基準と手続きが定められている。

新築や増改築などをする場合には、事前に建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準法及び関係規定に適合しているかを確認することになっている。着工後は、工事途中での中間検査と工事完了後の完了検査を受けることになっており、これらの一連の手続きを経て使用できることになる。なお、建築確認・検査については、民間の指定確認検査機関でも受けることができるようになっている。

また、佐賀市では中高層建築物や携帯電話の電波塔及びワンルームアパートの建築に伴うトラブルを防止するために近隣住民への説明やトラブル発生時の調整、調停制度を盛り込んだ条例を定め、より快適な住環境の創出に取り組んでいる。

① 平成 26 年度建築確認申請等処理状況

種 別	建 築 物	建 築 設 備	工 作 物
確 認 通 知 等 交 付	1169	49	42
市	217	33	27
指 定 確 認 機 関	952	16	15
変 更 確 認 通 知 等 交 付	111	0	0
市	25	0	0
指 定 確 認 機 関	86	0	0
検 査 済 証 交 付	1148	51	38
市	197	33	20
指 定 確 認 機 関	951	18	18
中 間 検 査 合 格 証 交 付	692	—	—
市	50	—	—
指 定 確 認 機 関	642	—	—
許 可 ・ 承 認 申 請 等 交 付	19	—	—
市	19	—	—
適 合 性 判 定	34	—	—
市	13	—	—
指 定 確 認 機 関	21	—	—

② 平成 26 年度道路の位置指定件数及び延長

指 定 件 数 (件)	4
指 定 総 延 長 (m)	80.38

※ 変更・廃止申請を含めず

③ 平成 26 年度建築指導関連届出等状況

建築計画概要書閲覧件数	261
諸証明件数	180
建築相談件数	1493
優良住宅認定件数	0
工場立地法届出件数	0
バリアフリー法届出件数	2
省エネ法届出件数	120
長期優良住宅認定件数	353
福祉のまちづくり条例新築等届出件数	42
佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	6
佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱	3

④ 平成 26 年度違反建築物取締状況

違反建築物件数	6
違反建築物是正件数	6

(2) 開発行為許可事務 **2-4**

市域において開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）を行う場合、市長の許可を受ける必要がある。

市街化区域内の開発行為については、1,000 ㎡以上で許可が必要になり、市街化調整区域内では農林漁業の用に供するものなど、一定のものを除き開発行為は禁止されている。

また、非線引都市計画区域での開発行為については 3,000 ㎡以上、都市計画区域外での開発行為については、10,000 ㎡以上で許可が必要になる。

① 開発行為許可（都市計画法第 29 条）

区域	年 度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	予定建築物等	34 条 該当条文	件数	開発面積 (㎡)	件数	開発面積 (㎡)
市 街 化 区 域	共 同 住 宅		3	7131.06	5	9,294.56
	宅 地 分 譲		7	25,392.05	11	47,834.86
	店 舗		1	1,695.65	2	13,359.60
	工 場		1	7,253.54	1	2,967.65
	事 務 所					
	ガソリンスタンド					

区域	年 度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	予定建築物等	34 条 該当条文	件数	開発面積 (㎡)	件数	開発面積 (㎡)
市街化区域	倉 庫					
	公 益 施 設					
	そ の 他				1	14,022.33
	小 計		12	41,472.30	20	87,479.00
市街化調整区域	日用品店舗等	34 条 1 号	3	1,194.15	1	249.66
	公共公益施設	34 条 1 号			5	25,037.41
	農 林 漁 業 用	34 条 4 号				
	工 場	34 条 7 号				
	ドライブイン	34 条 9 号				
	ガソリンスタンド	34 条 9 号				
	地 区 計 画	34 条 10 号			1	22,286.14
	条例による許可	34 条 11 号	57	108,489.46	49	103,586.35
	条例による許可	34 条 12 号	11	4,014.98	11	5,040.14
	そ の 他	34 条 14 号	8	20,832.42	6	11,083.21
	工 場 団 地	34 条の 2				
	小 計		79	134,531.01	73	167,282.91
合 計			91	176,003.31	93	254,761.91
都市計画区域外						

② 市街化調整区域の建築許可（都市計画法第 42 条・43 条）

区 分	年 度	平成 25 年度		平成 26 年度	
建 築 物 用 途	34 条 該当条文	件数	面 積 (㎡)	件数	面 積 (㎡)
日用品店舗・ドライブイン	34 条 1～9 号	7	33,476.45	8	8,576.27
条 例 に よ る 許 可	34 条 11 号	56	23,354.25	51	19,692.56
条 例 に よ る 許 可	34 条 12 号	112	52,333.87	57	30,324.02
既 存 権 利	34 条 13 号				
そ の 他	34 条 14 号	16	27,536.35	6	30,605.13
合 計		191	136,700.92	122	89,197.98

(3) 土地取引の規制に関する事務 **2-4**

一定規模（市街化区域 2,000 ㎡、市街化調整区域 5,000 ㎡、都市計画区域外 10,000 ㎡）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合は、国土利用計画法第 23 条に基づき市長を経由して知事に届け出なければならない。

① 国土利用法に基づく届出状況

国土利用計画法 第 23 条 届 出	年 度	平成 25 年度		平成 26 年度	
	区 域	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
	市街化区域	11	53,711.02	15	67,461.78
	市街化調整区域	10	96,504.69	5	61,387.15
	都市計画区域外	2	87,843.00	1	26,104.00
	合 計	23	238,058.71	21	154,952.93

(4) 景観形成事業 **4-4**

本市では、平成 2 年度に「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成 4 年度に「佐賀市都市景観条例」を制定し、市民共有の財産である佐賀市の景観を守り、育て、つくるためのさまざまな施策に取り組んできた。

平成 17 年の景観法施行後、本市も景観行政団体に移行し、平成 24 年度には景観法に基づく「佐賀市景観条例」及び「佐賀市景観計画」を施行、これまでの取り組みをさらに推進するための体制を整え、景観計画区域における行為の届出、景観形成地区の指定、景観重要建造物等の指定及び景観賞の表彰などを行い、市内全域の良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

① 景観計画区域における行為の届出等（平成 26 年度）

種 別	柳 町	城 内	それ以外	合 計
届 出	1	8	64	73
変 更 届 出	0	0	6	6
通 知	2	4	16	22
合 計	3	12	86	101

② 景観形成地区

都市景観条例において指定した都市景観形成地区を、景観条例においても景観形成地区に指定したものとみなし、重点的な景観誘導を行っている。

指 定 地 区 名	備 考
長崎街道・柳町景観形成地区	平成 11 年度※ ¹
城内景観形成地区	平成 14 年度※ ¹

※¹ 都市景観形成地区の指定年度

③ 景観重要建造物等の指定

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
指定件数	2	1	0	3

※ 都市景観重要建築物等として 30 物件を指定（平成 14 年度から平成 23 年度まで）

④ 景観賞

	応募総数	作品総数	受賞作品数
平成 22 年度	132	117	4
平成 23 年度	128	109	4（うち 1 件は特別表彰）
平成 24 年度	128	108	4（うち 1 件は特別表彰）
平成 25 年度	86	76	4（うち 1 件は特別表彰）
平成 26 年度	92	66	3（うち 1 件は特別表彰）

(5) 風致地区内行為の許可事務 **4-4**

風致地区とは、良好な環境を維持するために都市計画で定められた地区であり、地区内の建築・開発行為や樹木の伐採等について一定の規制を行うことにより、生活環境を維持するもので、市内では松原公園風致地区及び神野公園風致地区がある。

風致地区内では、建築物の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は許可が必要である。

① 地区内行為の許可状況

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
建築行為等の許可件数	2	0	1	3	1

(6) 建設リサイクル法に関する事務 **4-2**

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換を図るため、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成 14 年 5 月 30 日に施行された。

法施行に伴い、一定規模以上で特定建設資材が発生・使用される工事を対象とし、現場での分別解体・再資源化及び対象の届出が義務付けられた。

① 一定規模以上の工事

解体	80 m ² 以上
新築、増築	500 m ²
修繕・模様替	1 億円以上（契約額）
その他工作物等の土木工事	500 万円以上（契約額）

② 特定建設資材（4 品目）

コンクリート・アスファルト・木材・コンクリート二次製品

◎ 建設リサイクル法に基づく届出・通知等状況

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度		
種 別	届出件数	通知件数	合 計	届出件数	通知件数	合 計
解 体	496	5	501	435	4	439
新築・増築	47	7	54	40	8	48
リフォーム	5	4	9	1	6	7
工 作 物	59	98	157	65	27	92
合 計	607	114	721	541	45	586

(7) 盛土条例事務 **2-1**

市民生活の安全を確保し、生活環境の保全を図るため、平成 16 年 10 月 1 日から「佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例」通称「盛土条例」が施行された。

高さ 1m 以上か面積 500 m² 以上の盛土等を行なう場合は許可が必要となる。

① 盛土条例に基づく許可

平成 25 年度 0 件 平成 26 年度 0 件

(8) 屋外広告物対策事務 **4-4**

平成 17 年度に佐賀県屋外広告物条例の権限移譲を受け県条例に基づく許可事務を開始し、平成 20 年度に佐賀市屋外広告物条例を施行、屋外広告物の許可、違反広告物の指導・助言、屋外広告物の調査・把握、簡易広告物の除却などの業務を行っている。

① 屋外広告物許可件数等

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
許可申請数（件）	132	158	259	396	605
許可物件数（枚）	317	1,025	799	2,898	2,845
手数料（円）	907,490	973,840	2,765,470	5,251,780	9,359,610

② 簡易広告物（立看板、はり札、はり紙）の除却件数

種 類 別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
は り 紙	4,910	5,360	2,747	461	2,068
は り 札	1,672	1,039	1,397	870	789
広 告 旗	37	51	15	5	0
立 看 板	258	90	67	15	90
合 計	6,877	6,540	4,226	1,351	2,947

7 道路 2 - 6

(1) 道路状況（市道）

（H27.4.1現在）

	路線数	実延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)	道路部面積(m ²)
佐 賀	2,694	828,754.9	804,776.5	97.3	4,966,530.0
諸 富	473	115,283.2	112,065.3	97.2	584,068.0
大 和	395	158,911.1	153,702.4	96.7	844,588.0
富 士	187	142,345.1	138,779.1	97.5	858,637.0
三 瀬	52	45,572.6	43,857.2	96.2	276,283.0
川 副	577	237,760.1	227,722.7	95.8	1,043,604.0
東 与 賀	216	110,583.4	110,540.4	100.0	536,565.0
久 保 田	229	97,294.1	97,188.6	99.9	485,061.0
計	4,823	1,736,504.5	1,688,632.2	97.3	9,595,336.0

(2) 橋りょう状況（市道）

（H27.4.1現在）

	木橋		永久橋		計	
	個数	延長(m)	個数	延長(m)	個数	延長(m)
佐 賀	3	10.1	1,664	9,359.7	1,667	9,369.8
諸 富	0	0	153	776.1	153	776.1
大 和	0	0	201	1,468.5	201	1,468.5
富 士	0	0	137	2,404.7	137	2,404.7
三 瀬	0	0	39	459.7	39	459.7
川 副	0	0	405	1,672.6	405	1,672.6
東 与 賀	0	0	133	671.2	133	671.2
久 保 田	0	0	89	679.6	89	679.6
計	3	10.1	2,821	17,492.1	2,824	17,502.2

(3) 道路改良予算の年度別推移

道路改良予算の 年度別推移	22	23	24	25	26	年度	26年度事業費 (千円)
事業費	17.4	14.7	13.3	13.9	13.9	億円	
道路維持費	33	37	49	44	44	%	
道路新設改良費（補助）	31	20	19	24	23	%	
道路新設改良費（単独）	31	38	26	26	27	%	
交通安全対策費	5	5	6	6	6	%	
							1,386,252
							609,431
							318,787
							378,034
							80,000

(4) 佐賀市市道認定基準について（要綱より抜粋）

① 一般的基準

- ア 市道として認定する道路は、不特定多数の者の通行の用に供し、かつ、次に掲げる要件を具備する道路でなければならない。
 - i 道路の幅員が4メートル以上であり、当該道路の敷地となる土地の境界が明確であること。
 - ii 道路の敷地を直ちに佐賀市に無償で譲渡することができ、当該敷地に所有権以外の権利の登記がなされていないこと。
 - iii 道路の起点が国県市町道（以下「公道」という。）に接続し、終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。
 - iv 道路の線形、縦断、勾配等が道路構造令（昭和45年政令第320号）及び佐賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年佐賀市条例第2号）の規定に適合し、かつ、道路の排水施設が十分な処理能力を有し、流末処理に問題がないこと。
 - v 道路の舗装が、認定した後2年以上補修を要しない強度を有すること。
 - vi 道路に道路管理上の支障物件がないこと。
- イ 終点が公道又は公共施設に接続していない袋路状道路で、建築の用に供する目的の土地5区画以上が隣接し、かつ、次の各号のいずれかの要件を具備するものは、上記アのiiiの要件を具備しているとみなすことができる。
 - i 道路の延長が35メートル以下であること。
 - ii 道路の幅員が6メートル以上であること。
 - iii 終端及び区間35メートル以内ごとに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの自動車の転回広場が設けられていること。
 - iv 昭和45年以前に築造されたこと。

② 特例条項

- ア 昭和30年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路は、その幅員を2.5メートルまで緩和することができる。
- イ 山間部において、住民の生活上必要と認められる道路
 - ※ 山間部とは佐賀市大和町、富士町、三瀬村の都市計画区域外の区域とする。

③ 手続き

- ア 市道の認定又は変更を受けようとする者は、市道認定及び道路敷地寄付申請書を市長に提出しなければならない。
- イ 市長は、申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その内容について佐賀市道路認定委員会の審議を得るものとする。

(5) 私道等整備補助金について

① 目的

市道として認定することが困難な私道等の整備工事へ補助金を交付することにより、私道等の生活環境の向上および交通安全に資すること。

② 整備工事

舗装工事、側溝排水施設工事、橋りょう工事、防護柵工事、護岸工事

③ 対象

ア 5戸以上の家屋が立ち並び利用されている私道

イ 幅員 2.5m 以上、ただし交通安全のための自転車・歩行者専用道路で、特に市長が認めたものについては、1.5m まで。

ウ 一方が公道に通じている私道、ただし橋りょう工事は公道から公道に通じている私道

④ 補助金の額

ア 舗装工事 50%

イ 側溝排水施設工事 50%

ウ 橋りょう工事 50%

エ 防護柵工事 50%

オ 護岸工事 50%

※ 補助金の総額が 10 万円未満の場合は、補助金を交付しない。

(6) 放置自転車対策事業

市街地は佐賀平野の中心部に位置し、大半が高低差の少ない地形でコンパクトであるため、自転車利用者が非常に多い。管内には J R 九州の駅が 4 ヶ所あり、特に特急電車が利用できる佐賀駅周辺には、福岡市などの近郊都市へ通勤・通学する人々の自転車が多い。また、買い物や食事を目的とした一時的な放置自転車も多く見受けられる。

通勤通学者の自転車・原付バイク利用の利便を図るため、J R 佐賀駅周辺に、平成 5 年 3 月末に 3 ヶ所の自転車駐車を整備し、同年 4 月 1 日から「佐賀市自転車駐車場条例」と「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。

さらに、同年 7 月 1 日には J R 佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、即日強制撤去を開始した。条例が施行される前は、多い日で一日に 1,500 台程度の自転車やバイクが放置されていたが、現在は 6 台程度の放置となっている。

平成 16 年度から 18 年度にかけて、放置が多い佐賀駅の南北の市道上に路上コイン式駐輪機 154 台を設置した。3 ヶ所の自転車駐車場と同じく、2 時間まで無料、1 日 1 回 100 円で自転車利用者の利便に供している。利用者も多く、放置台数の減少にも貢献している。

また、佐賀駅東自転車駐車場については、平成 22、23 年度に駐輪器具の改修工事を行っている。

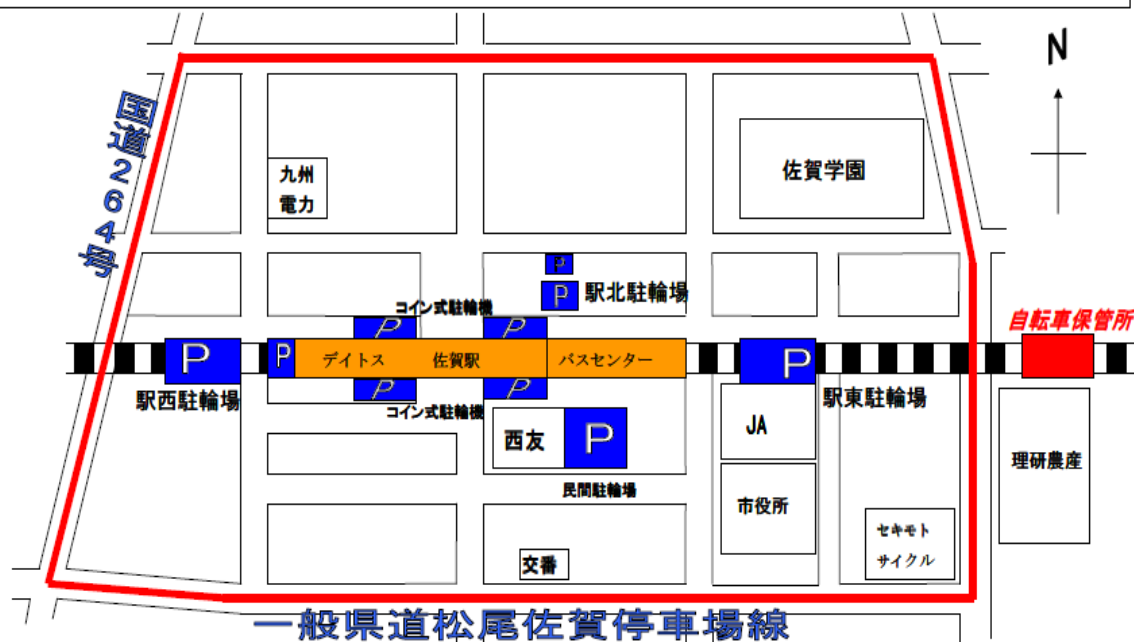
放置禁止区域内の放置自転車については、嘱託職員 3 名で毎日撤去を行っており、返還時に移動・保管に要する費用として、自転車は 1,500 円、原付バイクは 2,000 円を所有者から徴収している。引取りがない自転車については、スクラップとして処分するか、福祉事業を行っている NPO 法人に無償譲渡し、整備等を行われリサイクル自転車として販売される。

この放置自転車対策事業をより効果的に行なうため「佐賀市放置自転車等対策協議会」を設置し協議を行なっている。

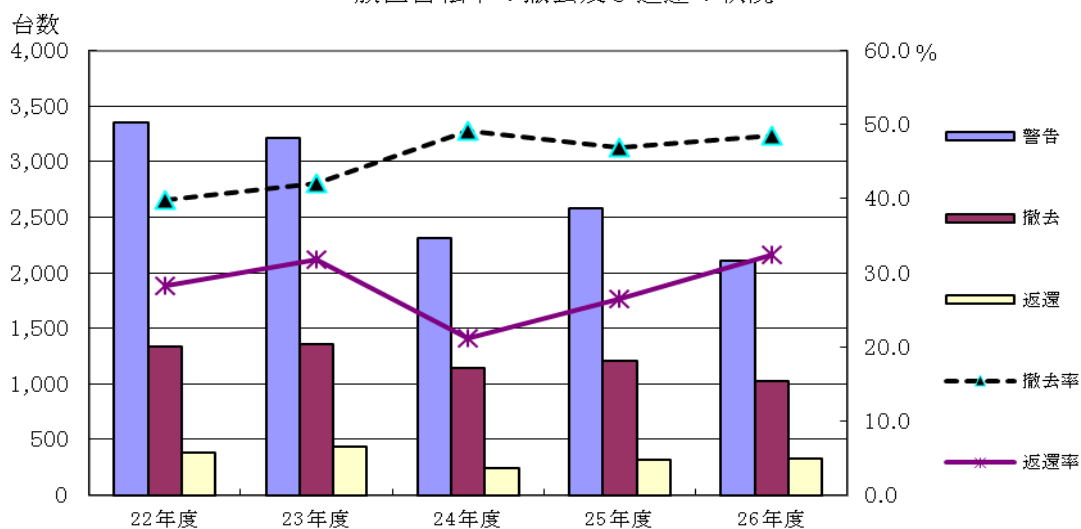
(自転車駐車場における収容可能台数 合計 3,143 台 平成 27 年 4 月現在)

○ 放置禁止区域・自転車駐車場・自転車保管所案内図

佐賀駅周辺 自転車等駐輪場・放置自転車禁止区域マップ



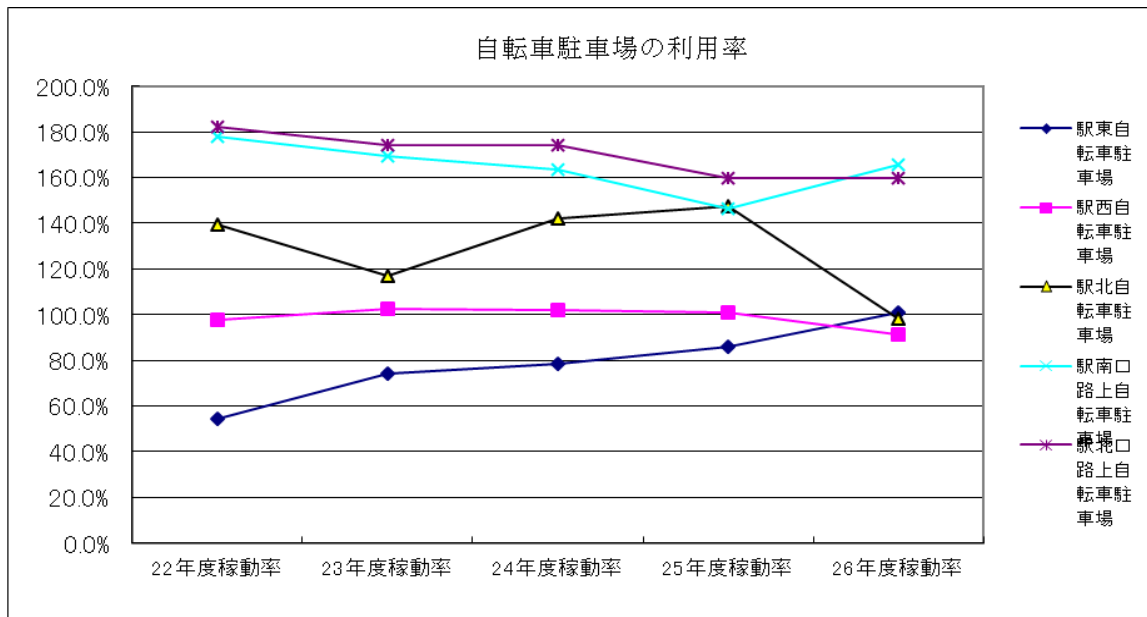
放置自転車の撤去及び返還の状況



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
警告台数	3,349	3,139	2,314	2,583	2,110
撤去台数	1,336	1,355	1,139	1,211	1,025
返還台数	378	456	241	321	332
撤去率	39.9%	43.2%	49.2%	46.9%	48.6%
返還率	28.3%	33.7%	21.2%	26.5%	32.4%

※ 原付バイク含まず

○ 自転車駐車場使用料



(H27. 4. 1 現在)

利用の種別		利用期間	自転車	原付バイク
定 期 利 用	学 生	1 ヶ月間	1,030 円	1,560 円
		3 ヶ月間	2,820 円	4,230 円
		6 ヶ月間	5,230 円	7,850 円
	一 般	1 ヶ月間	1,250 円	1,880 円
		3 ヶ月間	3,400 円	5,130 円
		6 ヶ月間	6,280 円	9,430 円
一 時 利 用		1 日（1 回）	100 円	150 円

(7) 都市計画道路

都市活動の大動脈である都市計画道路は昭和 6 年 9 月 29 日最初の 13 路線が決定された後逐次増加し平成 17 年 10 月及び平成 19 年 10 月の市町村合併を経て現在では 89 路線、143,690m が決定されるに至った。

これらの都市計画道路の中には計画決定をして半世紀以上も整備を行っていない路線も存在し、都市施設であることから道路の計画区域内に建築制限がかかり、計画的な土地利用ができないなど、全国的な問題となっている。佐賀市では、全国的にも早く平成 16 年度より佐賀市都市計画道路網再編検討委員会において、都市計画道路網の見直しを行い、旧佐賀市にあっては平成 17 年 12 月に、また旧大和町にあっては平成 18 年 12 月に都市計画道路網の見直し方針を公表し、順次都市計画変更の手続きを行っている。なお、旧諸富町における 2 路線の都市計画道路は、全て整備が完了している。

現在の都市計画道路の整備状況は 7 割強で、近年では与賀町鹿子線、城内線などの整備を県事業において着手している。また、市の事業としては大財藤木線、八戸天祐線の事業に着手している。

① 都市計画道路現況

(平成 27. 4. 1 現在)

規模	幅員の範囲	計画延長	改良済延長	概成済延長	進 捗 率 (改良済/計画)
3	22m 以上～40m 未満	37,410m	30,380m	5,170m	81.2%
4	16m 以上～22m 未満	63,800m	48,210m	2,920m	75.6%
5	12m 以上～16m 未満	30,370m	19,460m	7,660m	64.1%
6	8m 以上～12m 未満	8,880m	7,360m	330m	82.9%
7	8m 未満	3,230m	1,790m	100m	55.4%
89 路線		143,690m	107,200m	16,180m	74.6%

※ 改良済延長・・・道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

※ 概成済延長・・・改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同等の機能を果たしうる現道の延長をいう。おおむね計画幅員の 2/3 以上または 4 車線以上の幅員を要する道路とするが、必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

8 排水対策 2-2

(1) 排水体系

本市の平坦部は、筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川をはじめ多くの河川が運んだ土砂や有明海の潮流により運ばれた泥土によって形成された肥沃で広大な平野である。

しかし、低平地であり有明海の潮位がT P +3.0mにも及ぶため満潮位以下の地域は内水被害が頻発しており、特に近年の経済成長は佐賀市を中心とする人々の低平市街地への集中化、流域の開発による流出量の増大、また、地下水汲み上げによる地盤沈下とも重なって水害被害も益々増大し、昭和 55 年 8 月の出水では 12,000 戸、平成 2 年 7 月の出水でも 12,000 戸の浸水被害が発生している。

このような、洪水被害から守るために佐賀市とその周辺地区において昭和 55 年と平成 2 年の 2 度の水害後に河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、佐賀江川、巨勢川、新川、八田江が改修され、また、中小河川事業では、巨勢川、中地江川、本庄江等の改修が促進された。

佐賀市東部地区排水の主河川である佐賀江川は、佐賀市街地東部より東流し、筑後川に流入する河川で、巨勢川、中地江川の各河川で洪水を集め、佐賀江川、八田江、新川の 3 河川で筑後川、有明海に排水する本市の重要な河川である。また、佐賀市西部地区排水の主河川である本庄江は、佐賀市街地西部排水の重要な河川である。

このような地域を洪水氾濫から防御するための治水対策として、北部山間地域からの洪水流量を巨勢川調整池及び佐賀導水路により軽減させ、中・下流部においては洪水流量をスムーズに流下させるため、河道拡幅、ショートカット等河道改修、さらに河川末端には排水ポンプを設置し洪水を処理するようにしている。

(2) 排水対策

近年の頻発する浸水被害に対して、被害を最小限にする取り組みを強化するため、平成 25 年度に佐賀市排水対策基本計画を策定した。

① 河川事業

昭和 60 年	市街地から東へ流れ筑後川に通じる佐賀江川に蒲田津排水機場を每秒 30 トンの規模で建設
昭和 63 年	市街地東部を南下する八田江に八田江排水機場を每秒 20 トンから每秒 30 トンに強化 蒲田津排水機場を雨季前に每秒 60 トンの能力に強化、完成
平成 6 年	7 月から新川排水機場が每秒 30 トンで稼動
平成 7 年	八田江排水機場を每秒 30 トン増設、合計每秒 60 トンに改正、三間川と巨勢川の合流点に每秒 10 トンのポンプが完成 佐賀江川の蛇行部をショートカットし、新たな農業用水路を整備する事業が完成
平成 12 年	市街地西部を南下する本庄江に地蔵川排水機場が每秒 10 トンで完成
平成 17 年	巨勢川調整池に每秒 30 トンのポンプが完成

平成 20 年	佐賀導水事業（巨勢川の洪水調節や市内河川への浄化用水供給を目的とする）完成
平成 24 年	嘉瀬川ダムが完成し運用を開始

② 雨水事業

～昭和 62 年	大溝川雨水幹線 延長 3,800mを整備（市街地東部排水に効果）
～平成 3 年	八田雨水幹線 延長 327mを整備（市街地南部排水に効果）
～平成 6 年	下村雨水幹線 延長 950mを整備（東部新市街地排水に効果）
平成 12 年～	十間堀川雨水幹線 延長 650mを整備中（中心市街地排水に効果）
～平成 20 年	下村雨水幹線 延長 1,200mを整備（東部新市街地排水に効果）
～平成 25 年	大藤川雨水準幹線 延長 1,100mを整備（佐賀駅周辺部に効果）

9 河川浄化 2-2

(1) 河川浄化運動

① 「川を愛する週間」における清掃参加者の推移（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
春	46,614	49,972	48,768	47,131	44,674
秋	46,359	47,893	54,043	52,209	53,656
合計	92,973	97,865	102,811	99,340	98,330

※ 実施日は町区によって異なる。

※ 全ての町区が年 2 回清掃を行っているわけではない。

② 「川を愛する週間」における清掃用具の借用申し込み状況

	胴長	半長	長鎌	鎌	モカキ	ガンヅメ	ジョレン	スコップ ※1	一輪車	舟 ※2	金ホウキ	コンテナ
26 年春	2,155	1,853	625	3,941	1,321	743	186	1,576	910	345	931	11,190
26 年秋	2,504	2,287	767	4,384	1,384	975	181	1,744	920	440	1,130	12,778

※1 剣先スコップと角型スコップの合算

※2 ごみ回収用舟は大・中・小サイズの合算

○ 清掃用具は無料で貸し出しを行っている（随時）。

(2) ふれあい水辺の設置

佐賀市水対策市民会議発足以来「清流をとり戻そう」を合言葉に、市民全体で積極的に河川の清掃浚渫を実施してきた結果、昔の清流に戻りつつある。

子供の頃から、川とのふれあいを通して、自然環境の中で健全な遊びと河川浄化の精神を学ぶため、幼児から小学校低学年を対象に昭和 58 年から 7 月下旬よりお盆までの期間のみ、多布施川水遊び場として開放している。

水遊び場の設置場所は、護国神社の境内に東に面した場所であり、市街地の中心部で水遊びができるとあって、毎年大勢の子供たちでにぎわっている。

このユニーク事業が認められ、昭和 60 年に佐賀県河川愛護協会の表彰、昭和 61 年 5 月には、日本河川協会の表彰を受け、さらには第 1 回「手づくり郷土賞」のふれあい水辺部門で建設省（当時）から認定された。

○ 平成 26 年度多布施川水遊び場利用者数（人）

	幼 児	小学生	中学生	一 般	合 計
利用者数	565	404	32	269	1,270

10 市営住宅 2-7

(1) 市営住宅一覧

(H27. 4. 1現在)

地域	団 地 名	建 設 年 度	構 造	棟 数	戸 数	住戸面積 (㎡)	所 在 地
旧 佐 賀 市	清 心	S24	木造	6	6	33.06	大財二丁目2, 3, 4番
	川 久 保	S30, 31	準耐	6	35	34.71	久保泉町大字川久保840番地1
	厘 外	S33	準耐・準2	5	44	19.83～ 34.71	末広二丁目5番
	嘉 瀬	H23, 24	中耐	3	87	45.3, 66.0 76.49	嘉瀬町大字中原2456番地1～3
	安 住	S36	準耐・木造	14	44	29.75 34.71	今宿町8番
	道 崎	H26	中耐	2	58	49.57～ 62.31	巨勢町大字修理田289番地1
	光 法	S38	準耐	12	41	31.40 36.36	北川副町大字光法1205番地2
	兵 庫	S41, 43	準耐	23	88	31.40～ 37.30	兵庫町大字渕2862番地1
	植 木	S42～51	準耐	16	64	32.18～ 47.05	鍋島町大字蛸久9番地 鍋島町大字蛸久1番地
		S51～53	中耐	11	200	51.69～ 55.80	鍋島町大字蛸久1番地
	常 盤	S44～47	中耐	8	136	34.09～ 45.69	神園四丁目5番111～826号
	南 佐 賀	S46	中耐	3	56	42.91 45.69	南佐賀三丁目6番111～338号
	千 々 岩	S47, 48	中耐	4	72	42.91 45.69	新郷本町27番111～438号
	満 穴	S47, 48	準耐	4	16	35.80 36.21	本庄町大字末次842番地1
	高 木	S48～51	中耐	5	80	45.69～ 51.69	高木瀬西三丁目3番111～528号
	築 地	S48～62	準耐・木2	10	10	65.88 80.33	中折町1番21号
	本 庄	S52～60	準耐	12	12	65.88	本庄町大字袋97番地1
	天 祐	S46～62	準耐・木造	24	24	64.26 65.88	多布施三丁目12～14番
	田 代	S57	準耐	8	8	65.88	田代二丁目8, 9番
	田 代 東	S60	準耐	6	6	65.88	巨勢町大字牛島569番地1
	西 佐 賀	S55～60	中耐	10	216	58.29～ 64.43	鍋島町大字八戸溝1238番地1
	鍋 島 西	S61～63	中耐	7	136	59.42	鍋島二丁目11番, 16番
	正 里	H1, 2	中耐	4	80	59.42	本庄町大字本庄1038番地
	西 与 賀	H3, 4	中耐	5	80	45.46～ 61.39	光三丁目14番111～526号
	袋	H4, 5	中耐	3	56	50.10～ 73.87	本庄町大字袋409番地2
	楊 柳	H5～8	中耐	8	148	44.92～ 85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	城 南	H7	中耐	2	24	54.70 67.01	本庄町大字袋126番地1
	江 頭	H9～11	中耐 高耐	8	124	51.18～ 75.76	鍋島町大字森田841番地1
諸 富 町	西 寺 井	S48～49	準耐	4	16	36.20～ 41.10	諸富町大字為重1585番地1
	船 津	S50, 51	中耐	2	32	52.40	諸富町大字徳富1047番地1
	石 塚	S54～56	中耐	4	72	61.40～ 64.80	諸富町大字為重328番地1
	東 寺 井	H11, 12	中耐	4	72	56.47～ 72.63	諸富町大字為重898番地1
	千 歳	H17	低耐	1	10	58.80 74.10	諸富町大字徳富1763番地6

大和町	小川	S48～52	準2	12	72	42.75～58.80	大和町大字久池井1030, 1031番地2
	北原	S42～44	準耐	11	44	32.18 37.30	大和町大字久池井1536番地1, 7
	上戸田	S44, 48	準耐	3	12	32.18～40.79	大和町大字東山田1794番地1
	池上	S49～59	準耐	9	9	66.35 66.74	大和町大字池上1719番地他
	花久保	S49～56	準耐	6	6	66.35 66.74	大和町大字久池井4002番地他
	春日丘	S38	木造	集会所として貸与		60.0	大和町大字尼寺956番地11
富士町	小副川	H2, 10	木造、木2	6	10	53.38～74.77	富士町大字小副川1406番地2
	小副川	H10	木造、木2	5	10	52.66 74.77	富士町大字小副川530番地35
	小副川	H11	木造、木2	2	4	52.66 74.77	富士町大字小副川774番地1
	中原	H14, 15	木造、木2	5	10	55.60 75.20	富士町大字中原170番地2, 1163番地1
	古湯本村	H14	木2	2	10	53.40 71.20	富士町大字古湯749番地
三瀬村	岸高	H10, 17	木造・木2	7	14	54.65～79.30	三瀬村三瀬2787番地1
	広瀬	S49	木造	3	8	41.10 44.40	三瀬村三瀬2318番地1
	弥栄	S63, H3	木2	10	20	66.25～70.35	三瀬村三瀬2741番地84
	弥栄第2	H5	中耐	1	11	24.70 37.05	三瀬村三瀬2741番地89
	岩屋	S43, 54, H4	木造、木2	3	3	85.5, 130.0, 74.50	三瀬村三瀬2614番地2, 2696番地4
川副町	西古賀	S52, 53	中耐	3	56	52.8, 59.9	川副町大字西古賀1105番地1
	鹿江	H11, 12	中耐	3	65	55.8～73.4	川副町大字鹿江1071番地1
東与賀町	下古賀	S52, 53	中耐	2	48	54.0～62.0	東与賀町大字下古賀1141番地3
久保田町	福所	S52, 56	簡平	3	3	70.9	久保田町大字久保田1822番地, 383番地
合 計				340	2,568		

(2) 特定公共賃貸住宅一覧

(H27.4.1現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積(m ²)	所在地
旧佐賀市	楊柳	H6, 8	中耐	※2	5	84.36 85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	江頭	H10, 11	中耐 高耐	※3	8	75.76	鍋島町大字森田841番地1
三瀬村	岸高	H10, 17	木2	2	4	77.47 83.70	三瀬村三瀬2787番地1
川副町	鹿江	H11, 12	中耐	※2	6	76.8	川副町大字鹿江1071番地1
合 計				※9	23		

※ 楊柳団地、江頭団地、鹿江団地の棟数は市営住宅の棟数に含まれる。